

佐賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年 3月25日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第15号

佐賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例

佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章～第8章 略</p> <p>第9章 環境影響評価その他の手続の特例等（<u>第32条・第33条</u>）</p> <p>第10章～第12章 略</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たり、佐賀県環境基本条例（平成9年佐賀県条例第16号）第3条に定める基本理念にのっとり、あらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第2章の2 <u>配慮書（第4条の2 - 第4条の7）</u></p> <p>第3章～第8章 略</p> <p>第9章 環境影響評価その他の手続の特例等（<u>第31条の2 - 第33条</u>）</p> <p>第10章～第12章 略</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たり、佐賀県環境基本条例（平成9年佐賀県条例第16号）第3条に定める基本理念にのっとり、あらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることに鑑み、環境影響評価について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。</p>

改正前	改正後
<p>第4条 略</p>	<p>第4条 略</p> <p>第2章の2 配慮書 (計画段階配慮事項についての検討)</p> <p>第4条の2 配慮書対象事業(第2条第2項の規則で定める事業(法第2条第2項に規定する第1種事業及び法第3条の10第1項の規定による通知がなされた法第2条第3項に規定する第2種事業を除く。)をいう。以下同じ。)を実施しようとする者(委託に係る配慮書対象事業にあっては、その委託をしようとする者。以下「配慮書事業者」という。)は、配慮書対象事業に係る計画の立案の段階において、当該配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、1又は2以上の当該配慮書対象事業の実施が想定される区域(以下「配慮書対象事業実施想定区域」という。)における当該配慮書対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項(以下「計画段階配慮事項」という。)についての検討を行わなければならない。</p> <p>(配慮書の作成)</p> <p>第4条の3 配慮書事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 配慮書事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 配慮書対象事業の目的及び内容 (3) 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況 (4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの (5) その他規則で定める事項

改正前	改正後
	<p>2 相互に関連する2以上の配慮書対象事業を実施しようとする場合は、当該配慮書対象事業に係る配慮書事業者は、これらの配慮書対象事業について、併せて配慮書を作成することができる。</p> <p>(配慮書の送付等)</p> <p>第4条の4 配慮書事業者は、配慮書を作成したときは、速やかに、規則で定めるところにより、これを知事に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> <p>(配慮書についての知事の意見)</p> <p>第4条の5 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、配慮書事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。</p> <p>2 知事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、佐賀県環境影響評価審査会の意見を聴き、その意見を勘案するものとする。</p> <p>(配慮書についての意見の聴取)</p> <p>第4条の6 配慮書事業者は、規則で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について関係する地域を管轄する市町長及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。</p> <p>(配慮書対象事業の廃止等)</p> <p>第4条の7 第4条の4の規定による公表を行った配慮書事業者(第7条又は法第7条の規定による公告を行った者を除く。)は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を</p>

改正前	改正後
<p>(方法書の作成)</p> <p>第5条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>公表しなければならない。</p> <p>(1) <u>配慮書対象事業を実施しないこととしたとき。</u></p> <p>(2) <u>第4条の3第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が配慮書対象事業に該当しないこととなったとき。</u></p> <p>(3) <u>配慮書対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。</u></p> <p>2 <u>前項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が配慮書対象事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の配慮書事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の配慮書事業者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者について行われたものとみなす。</u></p> <p>(方法書の作成)</p> <p>第5条 事業者は、<u>配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第4条の5第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第4条の2の配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>第4条の3第1項第4号に掲げる事項</u></p> <p>(5) <u>第4条の5第1項の知事の意見</u></p> <p>(6) <u>前号の意見についての事業者の見解</u></p> <p>(7) 略</p>

改正前	改正後
<p>2 略 （方法書の送付）</p> <p>第6条 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し、方法書を送付しなければならない。</p> <p>（方法書についての公告及び縦覧）</p> <p>第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、前条に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。</p>	<p>(8) その他規則で定める事項</p> <p>2 事業者が法第3条の10第2項の規定により適用される法第3条の3第1項の規定により配慮書を作成している場合における前項の規定の適用については、同項中「配慮書の」とあるのは「法第3条の3第1項の配慮書の」と、「第4条の5第1項の意見」とあるのは「法第3条の6の意見」と、「第4条の2の配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項」とあるのは「法第3条の2第1項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項」と、同項第4号中「第4条の3第1項第4号」とあるのは「法第3条の3第1項第4号」と、同項第5号中「第4条の5第1項の知事」とあるのは「法第3条の6の主務大臣」と読み替えるものとする。</p> <p>3 略 （方法書の送付）</p> <p>第6条 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し、方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。</p> <p>（方法書についての公告及び縦覧）</p> <p>第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(方法書についての意見書の提出)</p> <p>第8条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(環境影響評価の項目等の選定)</p> <p>第11条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第8条第1項の意見に配慮して第5条第1項第</p>	<p>(方法書説明会の開催等)</p> <p>第7条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第6条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。</p> <p>2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。</p> <p>3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、第6条に規定する地域を管轄する市町長の意見を聴くことができる。</p> <p>4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。</p> <p>(方法書についての意見書の提出)</p> <p>第8条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第7条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(環境影響評価の項目等の選定)</p> <p>第11条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第8条第1項の意見に配慮して第5条第1項第</p>

改正前	改正後
<p>4号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。</p> <p>2 略 (準備書の作成)</p> <p>第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。</p> <p>(1) 第5条第1項第1号から第3号までに掲げる事項 (2)～(8) 略</p> <p>2 第5条第2項の規定は、準備書の作成について準用する。 (準備書の送付)</p> <p>第14条 事業者は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第6条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町長(以下「関係市町長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条及び第16条において「要約書」という。)を送付しなければならない。 (準備書についての公告及び縦覧)</p> <p>第15条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、準備書及び</p>	<p>7号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。</p> <p>2 略 (準備書の作成)</p> <p>第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。</p> <p>(1) 第5条第1項第1号から第6号までに掲げる事項 (2)～(8) 略</p> <p>2 第5条第3項の規定は、準備書の作成について準用する。 (準備書の送付)</p> <p>第14条 事業者は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第6条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町長(以下「関係市町長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。 (準備書についての公告及び縦覧)</p> <p>第15条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、準</p>

改正前	改正後
<p><u>要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。</u></p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第16条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。</p> <p><u>2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。</u></p> <p><u>3 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、前項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。</u></p> <p>(評価書についての公告及び縦覧)</p> <p>第22条 事業者は、前条の規定による送付を行ったときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、<u>関係地域内において、評価書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。</u></p>	<p><u>備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> <p>(準備書説明会の開催等)</p> <p>第16条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。</p> <p><u>2 第7条の2第2項から第4項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「第6条に規定する地域を管轄する市町長」とあるのは「第14条に規定する関係市町長」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第16条第2項において準用する第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(評価書についての公告及び縦覧)</p> <p>第22条 事業者は、前条の規定による送付を行ったときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、<u>公告の日から起算して1月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところ</u></p>

改正前	改正後
<p>(事後調査報告書についての公告及び縦覧)</p> <p>第31条 事業者は、事後調査報告書を作成したときは、規則で定めるところにより、事後調査報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、<u>関係地域内において、事後調査報告書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。</u></p> <p>第9章 略</p>	<p><u>により、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> <p>(事後調査報告書についての公告及び縦覧)</p> <p>第31条 事業者は、事後調査報告書を作成したときは、規則で定めるところにより、事後調査報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、<u>公告の日から起算して1月間、事後調査報告書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> <p>第9章 略</p> <p>(都市計画に定められる配慮書対象事業に関する特例)</p> <p>第31条の2 <u>配慮書対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業(以下「市街地開発事業」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設(以下「都市施設」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る配慮書対象事業については、第4条の2から第4条の7までの規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、同法第15条第1項の県又は市町(同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣(同法第85条の2の規定により同法第22条第1項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長)又は市町。以下「都市計画決定権者」という。)で当該都市計画の決定又は変更をするものが配慮書事業者に代わるものとして規則で定めるところにより、当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて</u></p>

改正前	改正後
<p>(都市計画法の適用を受ける事業に関する特例)</p> <p>第32条 対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第5条から第28条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、<u>同法第15条第1項の県又は市町(同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣(同法第85条の2の規定により同法第22条第1項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長)又は市町。以下「都市計画決定権者」という。)</u>で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該対象事業に係る事業者に代わるものとして規則で定めるところにより、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。</p> <p>2 都市計画決定権者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う場合には、事業者に対し、資料の提供、<u>説明会</u>への出席その他の必要な協力を求めることができる。</p> <p>(法に規定する知事の意見に係る手続)</p> <p>第42条 知事は、法第4条第2項、第10条第1項又は第20条第1項(法第48条第2項において準用する場合を含む。)の規定により</p>	<p><u>行うものとする。</u></p> <p>2 <u>都市計画決定権者は、前項の規定により計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合は、配慮書対象事業者に対し、資料の提供その他の必要な協力を求めることができる。</u></p> <p>(都市計画に定められる対象事業に関する特例)</p> <p>第32条 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第5条から第28条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、<u>都市計画決定権者</u>で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該対象事業に係る事業者に代わるものとして規則で定めるところにより、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。</p> <p>2 都市計画決定権者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う場合には、事業者に対し、資料の提供、<u>方法書説明会及び準備書説明会</u>への出席その他の必要な協力を求めることができる。</p> <p>(法に規定する知事の意見に係る手続)</p> <p>第42条 知事は、<u>法第3条の7第1項、第4条第2項、第10条第1項又は第20条第1項(法第48条第2項において準用する場合を</u></p>

改正前	改正後
<p>意見を述べようとする場合において、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くものとする。</p> <p>(法対象事業等への準用)</p> <p>第43条 第29条から第31条まで及び第45条から第47条(第1項第4号を除く。)までの規定は、法対象事業について準用する。この場合において、第29条中「事業者」とあるのは「法対象事業を実施した者(以下「法事業者」という。)」と、「対象事業」とあるのは「法対象事業」と、「関係市町長」とあるのは「法第15条に規定する関係市町長(以下「法関係市町長」という。)」と、第30条第1項中「事業者」とあるのは「法事業者」と、「評価書に記載された事後調査の項目以外の」とあるのは「法第21条に規定する環境影響評価書(法第25条第2項に規定する評価書の補正がなされたときは、当該補正後の評価書。以下「法評価書」という。)に係る」と、「事後調査」とあるのは「法対象事業に係る工事の着手後に当該法対象事業の実施が環境に及ぼす影響を把握するために行う調査(法評価書に記載された法第14条第1項第7号八の措置を除く。以下「法事後調査」という。)」と、同条第2項中「事業者」とあるのは「法事業者」と、「評価書に記載された事後調査」とあるのは「法評価書に記載された法第14条第1項第7号八の措置」と、「事後調査を」とあるのは「法事後調査を」と、「関係市町長」とあるのは「法関係市町長」と、同条第3項中「事業者」とあるのは「法事業者」と、同条第4項及び第5項中「関係市町長」とあるのは「法関係市町長」と、第31条中「事業者」とあるのは「法事業者」と、「関係地域内」とあるのは「法第15条に規定する関係地域内」と、第45条中「事業者」とあるのは「法事業者」と、「公告若しくは縦覧又は説明会の開催」とあるのは「公告又は縦覧」と、第46条第1項中「おいて」とあるの</p>	<p>む。)の規定により意見を述べようとする場合において、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くものとする。</p> <p>(法対象事業等への準用)</p> <p>第43条 第29条から第31条まで、第45条、第46条(第1項を除く。)及び第47条(第1項第4号を除く。)の規定は、法対象事業について準用する。この場合において、第29条中「事業者」とあるのは「法対象事業を実施した者(以下「法事業者」という。)」と、「対象事業」とあるのは「法対象事業」と、「関係市町長」とあるのは「法第15条に規定する関係市町長(以下「法関係市町長」という。)」と、第30条第1項中「事業者」とあるのは「法事業者」と、「評価書に記載された事後調査の項目以外の」とあるのは「法第21条に規定する環境影響評価書(法第25条第2項に規定する評価書の補正がなされたときは、当該補正後の評価書。以下「法評価書」という。)に係る」と、「事後調査」とあるのは「法対象事業に係る工事の着手後に当該法対象事業の実施が環境に及ぼす影響を把握するために行う調査(法評価書に記載された法第14条第1項第7号八の措置を除く。以下「法事後調査」という。)」と、同条第2項中「事業者」とあるのは「法事業者」と、「評価書に記載された事後調査」とあるのは「法評価書に記載された法第14条第1項第7号八の措置」と、「事後調査を」とあるのは「法事後調査を」と、「関係市町長」とあるのは「法関係市町長」と、同条第3項中「事業者」とあるのは「法事業者」と、同条第4項及び第5項中「関係市町長」とあるのは「法関係市町長」と、第31条中「事業者」とあるのは「法事業者」と、「関係地域内」とあるのは「法第15条に規定する関係地域内」と、第45条中「事業者」とあるのは「法事業者」と、「公告若しくは縦覧又は方法書説明会若しくは準備書説明会の開催」とあるのは「公告又は縦</p>

改正前	改正後
<p>は「おいて、法対象事業に係る工事の着手後に」と、「事業者」とあるのは「法事業者」と、「対象事業」とあるのは「法対象事業」と、第47条第1項中「事業者」とあるのは「法事業者」と、同項第2号中「方法書、準備書、評価書又は事後調査報告書」とあるのは「事後調査報告書」と、同項第3号中「評価書」とあるのは「法評価書」と、「対象事業」とあるのは「法対象事業」と、同項第5号中「第30条第3項」とあるのは「第43条第1項において準用する第30条第3項」と、同項第6号中「前条第1項」とあるのは「第43条第1項において準用する前条第1項」と、同条第2項及び第3項中「事業者」とあるのは「法事業者」と、同条第4項中「関係市町長」とあるのは「法関係市町長」と、「対象事業」とあるのは「法対象事業」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第30条（第1項を除く。）第31条、第45条及び第46条の規定は、法対象港湾計画について準用する。この場合において、第30条第2項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「評価書」とあるのは「法第48条第2項において準用する法第21条に規定する港湾環境影響評価書」と、「事後調査及び前項の規定により求められた事後調査」とあるのは「法第48条第2項において準用する法第14条第1項第7号ハの措置」と、「関係市町長」とあるのは「法第48条第2項において準用する法第15条の関係市町長（以下「法港湾関係市町長」という。）」と、同条第3項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同条第4項及び第5項中「関係市町長」とあるのは「法港湾関係市町長」と、第31条中「事業者」と</p>	<p>覧」と、第46条第2項中「おいて」とあるのは「おいて、法対象事業に係る工事の着手後に」と、「事業者」とあるのは「法事業者」と、「対象事業」とあるのは「法対象事業」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「第1項及び第2項」とあるのは「第2項」と、第47条第1項中「配慮書事業者又は事業者」とあるのは「法事業者」と、同項第2号中「配慮書、方法書、準備書、評価書又は事後調査報告書」とあるのは「事後調査報告書」と、同項第3号中「評価書」とあるのは「法評価書」と、「対象事業」とあるのは「法対象事業」と、同項第5号中「第30条第3項」とあるのは「第43条第1項において準用する第30条第3項」と、同項第6号中「前条第1項又は第2項」とあるのは「第43条第1項において準用する前条第2項」と、同条第2項及び第3項中「配慮書事業者又は事業者」とあるのは「法事業者」と、同条第4項中「関係市町長」とあるのは「法関係市町長」と、「配慮書対象事業又は対象事業」とあるのは「法対象事業」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第30条（第1項を除く。）第31条、第45条及び第46条（第1項を除く。）の規定は、法対象港湾計画について準用する。この場合において、第30条第2項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「評価書」とあるのは「法第48条第2項において準用する法第21条に規定する港湾環境影響評価書」と、「事後調査及び前項の規定により求められた事後調査」とあるのは「法第48条第2項において準用する法第14条第1項第7号ハの措置」と、「関係市町長」とあるのは「法第48条第2項において準用する法第15条の関係市町長（以下「法港湾関係市町長」という。）」と、同条第3項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同条第4項及び第5項中「関係市町長」とあるのは「法港湾関係市町長」と、第31</p>

改正前	改正後
<p>あるのは「港湾管理者」と、「関係地域内」とあるのは「法第48条第2項において準用する法第15条に規定する関係地域内」と、第45条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「公告若しくは縦覧又は説明会の開催」とあるのは「公告又は縦覧」と、第46条第1項中「おいて」とあるのは「おいて、法対象港湾計画の決定後又は変更後に」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「対象事業の実施状況若しくは対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「法対象港湾計画に係る港湾環境影響評価」と、「事務所若しくは対象事業の実施区域」とあるのは「事務所」と、「当該対象事業の実施状況若しくは当該対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「当該法対象港湾計画に係る港湾環境影響評価」と読み替えるものとする。</p> <p>(県等との連絡)</p> <p>第45条 事業者は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は説明会の開催について、県及び関係する市町と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれらに協力を求めることができる。</p> <p>(報告及び立入調査)</p> <p>第46条</p>	<p>条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「関係地域内」とあるのは「法第48条第2項において準用する法第15条に規定する関係地域内」と、第45条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「公告若しくは縦覧又は方法書説明会若しくは準備書説明会の開催」とあるのは「公告又は縦覧」と、第46条第2項中「おいて」とあるのは「おいて、法対象港湾計画の決定後又は変更後に」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「対象事業の実施状況若しくは対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「法対象港湾計画に係る港湾環境影響評価」と、「事務所若しくは対象事業の実施区域」とあるのは「事務所」と、「当該対象事業の実施状況若しくは当該対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「当該法対象港湾計画に係る港湾環境影響評価」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「第1項及び第2項」とあるのは「第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(県等との連絡)</p> <p>第45条 事業者は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は方法書説明会若しくは準備書説明会の開催について、県及び関係する市町と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれらに協力を求めることができる。</p> <p>(報告及び立入調査)</p> <p>第46条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、配慮書事業者その他規則で定める者に対し、配慮書対象事業に係る第4条の2から第4条の7までの規定による計画段階配慮事項についての検討その他の手続の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、配慮書事業者その他規則で定める者の事務所若しくは配慮書対象事業の配慮書事業実施想定区域に立ち入り、配慮書対象事業に係る第4条の2から第4条の7までの規</p>

改正前	改正後
<p>知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他規則で定める者に対し、対象事業の実施状況若しくは対象事業に係る環境影響評価その他の手続の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業者その他規則で定める者の事務所若しくは対象事業の実施区域に立ち入り、当該対象事業の実施状況若しくは当該対象事業に係る環境影響評価その他の手続の実施状況を調査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(勧告及び公表)</p> <p>第47条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 虚偽の記載をした方法書、準備書、評価書又は事後調査報告書を送付したとき。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 前条第1項の規定により求められた報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>2 知事は、事業者が正当な理由なく前項の規定による勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。</p>	<p><u>定による計画段階配慮事項についての検討その他の手続の実施状況を調査させることができる。</u></p> <p>2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他規則で定める者に対し、対象事業の実施状況若しくは対象事業に係る環境影響評価その他の手続の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業者その他規則で定める者の事務所若しくは対象事業の実施区域に立ち入り、当該対象事業の実施状況若しくは当該対象事業に係る環境影響評価その他の手続の実施状況を調査させることができる。</p> <p>3 前2項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(勧告及び公表)</p> <p>第47条 知事は、<u>配慮書事業者又は事業者</u>が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該<u>配慮書事業者又は事業者</u>に対し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 虚偽の記載をした<u>配慮書</u>、方法書、準備書、評価書又は事後調査報告書を送付したとき。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 前条第1項又は第2項の規定により求められた報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は<u>これらの規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</u></p> <p>2 知事は、<u>配慮書事業者又は事業者</u>が正当な理由なく前項の規定による勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表</p>

改正前	改正後
<p>3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該事業者にあらかじめその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>4 知事は、第2項の規定による公表をしたときは、その内容を関係市町長及び対象事業に係る許認可等の権限を有する者に通知するものとする。</p> <p>(隣接県の知事との協議)</p> <p>第48条 知事は、関係地域に本県の区域に属しない地域が含まれているときは、環境影響評価その他の手続について、当該地域を管轄する県の知事と協議するものとする。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 第3章から第9章までの規定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業その他災害の復旧又は防止のため緊急に実施する必要があると知事が認める事業については、適用しない。</p>	<p>することができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該配慮書事業者又は事業者にあらかじめその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>4 知事は、第2項の規定による公表をしたときは、その内容を、配慮書事業者の場合にあっては配慮書について関係する地域を管轄する市町長及び配慮書対象事業に係る許認可等の権限を有する者に、事業者の場合にあっては関係市町長及び対象事業に係る許認可等の権限を有する者に通知するものとする。</p> <p>(隣接県の知事との協議)</p> <p>第48条 知事は、配慮書対象事業実施想定区域又は関係地域に本県の区域に属しない地域が含まれているときは、環境影響評価その他の手続について、当該地域を管轄する県の知事と協議するものとする。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 第2章の2から第9章までの規定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業その他災害の復旧又は防止のため緊急に実施する必要があると知事が認める事業については、適用しない。</p>

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の佐賀県環境影響評価条例(以下「新条例」という。)第4条の2から第4条の6までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に佐賀県環境影響評価条例第5条第1項に規定する環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を公告した事業については、適用しない。
- 3 新条例第7条、第15条、第22条及び第31条の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書、新条例第13条第1項に規定する環境影響評価準備書、新条例第20条第2項に規定する環境影響評価書及び新条例第30条第2項に規定する事後調査報告書について適用する。
- 4 新条例第7条の2の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書について適用する。
- 5 この条例の施行後に新条例第4条の2に規定する配慮書事業者(以下「配慮書事業者」という。)となるべき者は、この条例の施行前において、新条例第4条の2から第4条の7までの規定の例による新条例第4条の2に規定する計画段階配慮事項(以下「計画段階配慮事項」という。)についての検討その他の手続を行うことができる。
- 6 前項の規定による手続が行われた新条例第4条の2に規定する配慮書対象事業については、当該手続は、新条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。
- 7 前2項の規定は、この条例の施行後に新条例第31条の2の規定により計画段階配慮事項についての検討その他の手続を配慮書事業者に代わるものとして行う新条例第31条の2第1項に規定する都市計画決定権者となるべき者について準用する。